

諮問番号 : 令和2年度諮問第8号(令和3年2月25日付け)

答申番号 : 令和3年度答申第4号

答 申

審査請求人〇〇〇〇が令和元年12月6日付けで提起した処分庁〇〇市福祉事務所長による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条の規定による生活保護費用返還決定処分(令和〇年〇〇月〇日付け。以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求は、審査請求人が、処分庁が令和〇年〇〇月〇日付けで行った本件処分の取消しを求めて提起したものであり、審査請求人は、支払う余裕がないとして、本件処分は取り消されるべきであると主張する。

第3 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

1 返還の要否について

審査請求人は令和〇年〇月〇〇日に平成〇〇年〇月から令和〇年〇月までに係る老齢基礎年金の支給を受けていることから、資力は、平成〇〇年〇月から発生していたといえる。

そうすると、法による保護（以下「保護」という。）が開始された令和〇年〇月〇〇日当時、既に審査請求人には資力があつたことになるから、審査請求人は、資力があるにもかかわらず保護を受けたものであり、保護費を返還する必要がある。

2 返還額について

審査請求人に「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還等取扱通知」という。）1(1)①から⑥までに掲げる返還額から控除することができる金銭はないから、返還額は、原則に従い、資力があるにもかかわらず受けた保護の全額である〇〇〇〇円となる。

保護費のうち、令和〇年〇月分の住宅扶助費〇〇〇〇円を不当利得として別途請求することとし、返還額を〇〇〇〇円としたとしても、同額も〇〇〇〇円の一部であり、法第63条の規定により返還しなければならないものであることには変わりがないことから、それが違法又は不当ということにはならない。

3 支払う余裕がないとの審査請求人の主張について

支払う余裕があるかどうかと支払う義務があるかどうかとは、別の問題である。本件処分は、審査請求人の支払うべき額を確定するものであり、審査請求人に支払う余裕があるかどうかには左右されるものではない。

第4 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

1 審理員による審理手続は適正であつたこと。

- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること。
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 2月25日	諮問
令和3年12月22日	審議（第15回第1部会）
令和4年 1月21日	審議（第16回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 認定事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、次の事実が認められる。

- (1) 令和〇年〇月〇日、処分庁は、審査請求人に対して、老齢基礎年金の裁定の請求を行うよう指導した（乙第15号証）。
- (2) 令和〇年〇月〇〇日、処分庁は、審査請求人の保護を開始した（乙第1号証）。
- (3) 令和〇年〇月〇〇日、審査請求人から処分庁へ電話があった際、処分庁が審査請求人に対し年金の手続きについて尋ねると、手続きを済ませた旨及び数か月後に振込予定と年金事務所から説明を受けた旨の回答があった。これに対し、処分庁は、年金に関する通知が届いたとき及び振込みがあったときには、処分庁に連絡するよう伝えた（乙第2号証）。
- (4) 令和〇年〇月〇日、処分庁は、審査請求人を訪問した際に審査請求人から

年金支払通知書の写しを受領した。年金支払通知書によれば、令和〇年〇月の支払額は次のとおりであり、また、支払日は同月〇〇日であると推測された。これを受け、処分庁は、審査請求人に対し、保護開始以降に支給した保護費を返還してもらうこととなる可能性があること及び保護を停止する可能性があることを伝えた（甲第10号証、乙第3号証から乙第5号証まで）。

＜令和〇年〇月の支払額＞

平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇月までに係るもの	〇〇〇〇円
平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇月までに係るもの	〇〇〇〇円
平成〇〇年〇月から令和〇年〇月までに係るもの	〇〇〇〇円
端数	〇円
合計	〇〇〇〇円

- (5) 令和〇年〇月〇〇日、処分庁は、処遇判定会議を開催し、保護開始以降に支給した保護費を返還してもらうこと及び同月〇〇日から保護を停止することを決定するとともに、これらを電話により審査請求人に伝えた（乙第5号証）
- (6) 令和〇年〇月〇〇日、審査請求人は、老齢基礎年金〇〇〇〇円の支給を受けた。また、処分庁は、審査請求人を訪問し、改めて保護開始以降に支給した保護費を返還してもらう必要があること及び令和〇年〇月〇〇日から保護を停止することを説明した。（甲第9号証、乙第14号証）。
- (7) 処分庁は、令和〇年〇月〇〇日付けの生活保護停止決定処分により、同月、〇〇日から審査請求人の保護を停止した。また、併せて、令和〇年〇月分住宅扶助費〇〇〇〇円については、過払金として不当利得の返還請求を行うこととした（乙第6号証、乙第7号証）。
- (8) 審査請求人に係る保護費は、令和〇年〇月分生活扶助費〇〇〇〇円、同年〇月分住宅扶助費〇〇〇〇円、同年〇月分住宅扶助費〇〇〇〇円及び同年〇月〇〇日から同年〇月〇〇日までに係る医療扶助費〇〇〇〇円の合計〇〇

- 〇〇円であった（甲第 8 号証、乙第 1 号証、乙第 8 号証、乙第 16 号証）。
- (9) 処分庁は、令和〇年〇〇月〇日付けの本件処分により、返還額を〇〇〇〇円と決定し、審査請求人に通知した（甲第 4 号証、乙第 10 号証）。
- (10) 令和〇年〇〇月〇日、処分庁は、不当利得の返還請求に係る返納金通知書及び法第 63 条の規定による返還に係る納入通知書を審査請求人に送付した（甲第 2 号証、甲第 3 号証、乙第 11 号証、乙第 12 号証）。
- (11) 令和〇年〇月〇〇日から同年〇〇月〇日までの間に、費用返還等取扱通知 1 (1)において、全額を返還対象とすることによって被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額から控除することができると思われる次の金銭はなかった（令和 2 年 6 月 17 日受付け審査請求人回答文書）。
- ア 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できるもの
- イ 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられたもの
- ウ 自立更生のための真にやむを得ない用途に充てられた金銭

2 法の規定等

(1) 法

法第 63 条は、保護費の返還について、次のとおり規定している。

「第 63 条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」

(2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生

省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）

次官通知第8の3(3)は、収入として認定しないものについて、次のとおり定めている。

「(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ア 社会事業団体その他（地方公共団体及びその長を除く。）から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であつて、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

イ 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であつて、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

カ 保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

キ 死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金（オに該当するものを除く。）のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの（ウからキまでに該当するものを除く。）

(7) 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第7「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就

学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額

(イ) 当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額

ケ 心身障害児（者）、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者一人につき8,000円以内の額（月額）

コ 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金

サ 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又は子供の日の行事の一環として支給される金銭

シ 現に義務教育を受けている児童が就労して得た収入であって、収入として認定することが適当でないもの

ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金

セ 未帰還者に関する特別措置法による弔慰料（同一世帯内に同一の者につきスを受けることができる者がある場合を除く。）

ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち37,100円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

タ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金

チ 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及

び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額

(7) 障害補償費（介護加算額を除く。）

障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令第10条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は

1級に該当する者に支給される場合 34,780円

障害の程度が公害障害等級表の2級に該当する者に支給される場合 17,390円

障害の程度が公害障害等級表の3級に該当する者に支給される場合 10,450円

(イ) 遺族補償費 34,780円」

なお、実施要領取扱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

(3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）

局長通知第7の4(1)イは、月の中途で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合の住宅費の取扱いについて、次のとおり定めている。

「イ 月の中途で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合であって、日割計算による家賃、間代、地代等の額を超えて、家賃、間代、地代等を必要とするときは、1か月分の家賃、間代、地代等の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えない。」

なお、局長通知は、地方自治法第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

(4) 費用返還等取扱通知

費用返還等取扱通知1(1)は、法第63条の規定による返還の対象額について、次のとおり定めている。

「(1) 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。

なお、返還額から控除する額の認定に当たっては、認定に当たっての保護の実施機関の判断を明確にするため、別添1の様式を活用されたい。

- ① 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。
- ② 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額。（保護基準額以内の額に限る。）
- ③ 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるもの限り同様に取り扱って差しつかえない。）
- ④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度

として保護の実施機関が認めた額。

ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

(ア) いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）

(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額

(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額

(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額

⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。

⑥ 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっても、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。

なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。

そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。

(2) 遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて
年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定

されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。

そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。

(7) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

- ① 資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること
- ② 当該費用返還額は原則として全額となること
- ③ 真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと

(イ) 原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。

(ウ) 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。 」

(5) 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「生活保護問答集」という。)

ア 生活保護問答集問7-13の答は、月の途中において保護の開始や変更をする場合における月額で示されている最低生活費の認定について、次の

とおりに述べている。

「(答) 実施要領に特別の定めがない限り日割計算により認定すべきである。実施要領の特別の定めとしては次のようなものがある。

(1)から(4)まで 略

(5) 住宅扶助費（日割計算による家賃、間代の額を超えて家賃、間代を必要とするとき）

イ 生活保護問答集問 13-6 の答(1)は、障害基礎年金等が裁定請求の遅れや障害認定の遅れ等によって遡及して支給されることとなった場合における法第63条の規定による費用返還請求の対象となる資力の発生時点について、次のとおり述べている。

「(1) 国民年金法第18条によると、年金給付の支給は「支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から」支給されることとなっているが、被保険者の裁定請求が遅れたり、又は裁定に日時を要した場合には、既往分の年金が一括して支給されることになる。つまり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。

このように、社会保険庁へ裁定請求した日又は裁定があった日を資力の発生時点として取り扱わないので、受給権が発生しているにもかかわらず本人が裁定請求を遅らせる等悪意的要素によって資力の発生時点を変えることはできないこととなる。

なお、上記により資力の発生時点が保護の開始前となる場合でも、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定することのないよう留意すること。」

3 本件処分について

(1) 本件処分の違法性又は不当性について

ア 返還の要否

資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者は、保護費を返還しなければならないが、本件において問題となる資力とは、遡及して支給された年金である。そして、遡及して支給された年金については、裁定の請求を行った日、裁定があった日又は支給された日ではなく、年金受給権が生じた日から資力が発生すると解されるところ、審査請求人は令和〇年〇月〇〇日に平成〇〇年〇月から令和〇年〇月までに係る老齢基礎年金の支給を受けていることから、資力は、平成〇〇年〇月から発生していたといえる。

法第63条の「資力」の発生時期については、企業年金及び障害基礎年金の場合であるが、裁判例においても、当該年金受給権は支給事由が生じた日から客観的に存在するものであって、当該年金が遡って支給されることとなった場合については、支給事由が生じた日に年金受給権という法第63条の「資力」が発生したものとして、同条を適用すべきと解するのが相当であるとしている（さいたま地裁平成28年（行ウ）第14号平成28年11月16日判決、神戸地裁平成22年（行ウ）第18号平成24年10月18日判決）。

そうすると、保護が開始された令和〇年〇月〇〇日当時、既に審査請求人には資力があったことになるから、審査請求人は、資力があるにもかかわらず保護を受けたものであり、保護費を返還する必要がある。

イ 資力があるにもかかわらず受けた保護の額

審査請求人の資力は、令和〇年〇月〇〇日に支給を受けた老齢基礎年金のうち、平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇月までに係るものが〇〇〇〇円、同年〇月から平成〇〇年〇月までに係るものが〇〇〇〇円であることから、保護が開始された令和〇年〇月〇〇日当時、少なくとも〇〇〇〇円

以上あったものと認められる。

一方、審査請求人に係る保護費は〇〇〇〇円であったことから、審査請求人が資力があるにもかかわらず受けた保護の額は、同額ということとなる。

ウ 返還額

法第63条の規定による返還の対象額については、原則として資力があるにもかかわらず受けた保護の全額とされているが、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、費用返還等取扱通知1(1)①から⑥までに掲げる額を返還額から控除して差し支えないとされている。

そこで、これらに該当する金銭の有無について検討する。

(ア) 費用返還等取扱通知1(1)①（盗難等の不可抗力により消失した額）
について

上記1(11)のとおり、該当する金銭はない。

(イ) 費用返還等取扱通知1(1)②（家屋補修、生業等の一時的な経費）
について

上記1(11)のとおり、該当する金銭はない。

(ウ) 費用返還等取扱通知1(1)③（次官通知第8の3(3)に該当する収入）
について

次官通知第8の3(3)に該当する収入は、上記(1)イのとおりであるところ、老齢基礎年金は該当しないから、該当する金銭はない。

(エ) 費用返還等取扱通知1(1)④（自立更生のためのやむを得ない用途に
充てられた経費）について

審査請求人が令和〇年〇月〇〇日に支給を受けた老齢基礎年金は、遡及して支給されたものであるから、費用返還等取扱通知1(1)④の適用がない。

(ウ) 費用返還等取扱通知 1 (1) ⑤ (遡及して受給した年金収入に係る自立更生のための真にやむを得ない用途に充てられた経費) について

上記 1 (11) のとおり、該当する金銭はない。

(エ) 費用返還等取扱通知 1 (1) ⑥ (当該収入があったことを契機に保護から脱却する場合における自立更生のために真に必要な経費) について

上記 1 (11) のとおり、該当する金銭はない。

以上のとおり、控除することができる金銭はないから、返還額は、原則に従い、資力があるにもかかわらず受けた保護の全額である〇〇〇〇円となる。

エ 令和〇年〇月分住宅扶助費の控除

上記ウのとおり、返還額は〇〇〇〇円と認められるところであるが、処分庁は、審査請求人に係る保護費のうち、令和〇年〇月分住宅扶助費〇〇〇〇円については、本件処分に先立つ生活保護停止決定処分（令和〇年〇月〇〇日付け）を行った際に過払金として別途不当利得の返還請求を行うこととしたことから、これを返還額から控除することとした。これにより、本来〇〇〇〇円である返還額は〇〇〇〇円に減額されることとなったが、同額も〇〇〇〇円の一部であり、法第 6 3 条の規定により返還しなければならないものであることには変わりがないことから、返還額を〇〇〇〇円としたとしても、それが違法又は不当ということにはならない。

オ 上記ア～エの取扱いに係る次官通知、局長通知、費用返還等取扱通知及び生活保護問答集の内容に、一見して不合理な点は見当たらない。

カ 小括

以上のとおり、審査請求人は法第 6 3 条の規定により保護費を返還しなければならないものであり、返還額についても、違法又は不当な点はない。

(2) 支払う余裕がないとの審査請求人の主張について

審査請求人は支払う余裕がないと言うが、支払う余裕があるかどうかと支

払う義務があるかどうかとは、別の問題である。本件処分は、審査請求人の支払うべき額を確定するものであり、審査請求人に支払う余裕があるかどうかは左右されるものではない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第1部会

部会長 松井義孝、委員 池田紀子、委員 三谷晋